

## 平成30年3月の民児協定例会について

日時：平成30年3月4日（日）10時より

場所：地域福祉センター

議題：

- 1) 民生委員の負担軽減について
- 2) 3月の自殺対策月間について
- 3) 住宅火災に関する注意喚起について
- 4) 平成30年度給食会活動研修の案内  
日時 A日程 平成30年4月24日 13:30から  
B日程 平成30年4月25日 13:30から  
場所 こうべ市民福祉交流センター 201号教室
- 5) 平成30年度神戸市保健福祉局、こども家庭局予算（案）概要
- 6) 平成30年度北区民児協予算に関するお願い事項について
- 7) 平成30年度北区民児協監査委員の指名について
- 8) 会長・副会長研修について  
日時：平成30年3月28日（水）
- 9) 平成30年度北区民児協総会について  
日時：平成30年5月23日（水） 9:50～ 12:00  
場所：すずらんホール
- 10) 年度末にむけての地域活動
  - ・ 3月25日 災害時要援護者安否確認訓練  
(お助けガイド検証)  
防災訓練・認知症徘徊模擬訓練、  
要援護者台帳の管理マニュアル
  - ・ 子ども親子食堂の立ち上げ
  - ・ 新年度体制（ゆうあい訪問、食事会、ふれあい喫茶、  
のびのび広場、子ども居場所づくり等の手厚い福祉活動）

## 民生委員、民児協活動への支援強化等について

昨今、福祉関係法令の改正や生活困窮者自立支援制度など民生委員活動に寄せられる期待は大きく高まっており、一方で、住民の抱える課題の複雑化・多様化等に伴い、民生委員への負担拡大につながっている。

そのため、国や全民児連においては、平成28年から、これからの民生委員・児童委員制度と活動のあり方に関する検討を進め、平成28年11月にこれからの民生委員活動や自治体等の支援に関する提案など、中間報告としてとりまとめている。(別添、参考資料1)

本市においては、民生委員の意見を頂戴しながら、関係部局・関係機関と調整し、平成28年度から市独自で民生委員業務を見直し、負担軽減に向けた取り組みを進めてきたところである。(別添、参考資料2)

今後も、民生委員・民児協の活動しやすい環境整備に向けて、民生委員からの意見聴取を継続して実施するとともに、行政・関係専門機関等関係者による検討を進め、全庁的に支援強化に向けた取り組みを進めていく。

### 1 今後の支援強化に向けた取組み事項

#### (1) 行政・関係機関等による民生委員活動の支援検討

- ①民生委員制度の地域住民や行政機関等への周知啓発強化
- ②民生委員支援員制度のあり方検討
- ③集合住宅集中地区等のなり手不足解消や見守り活動支援策の検討  
(高齢化率の高い集合住宅等での組織的な見守り事業の全市展開など)
- ④地域実情に即した民生委員推薦要領の改定
- ⑤行政・専門機関等と民生委員の個人情報共有に向けた検討
- ⑥全国モニター調査結果の分析を踏まえた更なる支援策の検討 等

#### (2) 民生委員業務の見直し、負担軽減(継続)

### 2 民生委員活動費(平成29年度実施済)

#### (1) 活動費の増額

- ①民児協活動促進費(国一般交付税措置額の引き上げに伴う)
  - ・1地区20万円/年を23万円/年に引き上げ
- ②実費弁償費(旅費等)の市単独引き上げ
  - ・一律年額2万円/人の引き上げ

#### (2) 実費弁償費(旅費等)の支払方法の変更

- ・委員個人への振込の実施(口座振込依頼書の提出)及び市区民児協会費の控除、及び控除額の明示化

## ○参考資料1

### 「これからの民生委員・児童委員制度と活動のあり方に関する委員会中間報告」 (平成28年11月、全国民生委員児童委員連合会) (概要)

#### 今後期待される取り組み

##### (1) 民生委員・児童委員の選任・配置について

- ① 民生委員は大変であるといったイメージの払しょく
- ② 多様な人材の確保検討 (様々な年代や経験を有する多様な人材の確保)
- ③ 就業と民生委員活動の両立 (就業しながら民生委員となる者の確保、社会的支援)
- ④ 委員候補者選任方法の多様化 (地域推薦を基本としつつ、社福、企業職員からの推薦)
- ⑤ 選任基準 (居住要件) の検討 (居住実態はなくとも当該地域勤務も認める等の運用検討)
- ⑥ 配置基準の検討 (国参酌基準の見直し)
  - ・ 世帯数のほか、高齢化率や児童数、学校数などを勘案して柔軟な配置基準の検討
  - ・ 児童虐待などの増に伴う主任児童委員増員に向けた見直し検討

##### (2) 民生委員・児童委員の活動について (負担軽減に向けて)

- ① 民生委員の負担感に対する市町村行政での分析、検討
- ② 民生委員職務の行政や関係機関・団体、地域住民への理解促進
- ③ 活動範囲の整理 (職務範囲を超える行政や関係機関・団体からの依頼事項の整理)
- ④ 行政協力のあり方検討 (行政で対応すべき事案を民生委員が代替しない)
- ⑤ 1区域複数担当制の検討
  - ・ 1区域1委員担当制を基本としつつ、複数担当方式や2区域合わせて2人の委員で担当するといった弾力的運用の検討
- ⑥ 民生委員協力員制度の検討
- ⑦ 民生委員制度や活動に関する住民や関係者への広報等を通じた周知促進

##### (3) 民児協について

- ① 単位民児協の運営強化のための環境整備
  - ア) 活動しやすい規模の確保 (単位民児協への委員数の適正配置の再検討)
  - イ) 単位民児協での児童委員協議会としての役割、機能強化
- ② 事務局機能の確立等
  - 地区会長等から事務局機能の実務的負担軽減、役場や社協職員等の環境整備への期待
- ③ 財政支援の拡充
  - 単位民児協会費や委員活動に要する費用に係る自己負担に対する公的支援の拡充
- ④ 民生委員への助言等を行う専門相談員の委嘱等

## ○参考資料 2

### 民生委員業務の負担軽減について（平成 29 年度）

#### 1. 概要

複雑化・多様化する福祉課題の増大に伴い、民生委員活動への期待が高まっている中、国や全国民生委員児童委員連合会においては、民生委員に係る法令規定や行政協力業務の負担軽減に向けての検討を進めているところである。

本市においては市独自で先行して検討することとし、関係部局・機関、民生委員（各区地区会長）の意見をいただき、平成 28 年度における業務の負担軽減を取りまとめ、一旦の整理を行った。

今年度は、昨年度に引き続き検討するとしていた事項の検討を行うとともに、民生委員などからいただいたご意見を基に新たな負担軽減に向けた取り組みを進めたところである。

#### 2. 平成 29 年度における負担軽減について

##### (1) 検討事項（継続分）

###### ①児童扶養手当の受給資格認定にかかる証明事務

⇒福祉事務所長をはじめ公的機関等で確認可能な場合は、優先的に証明を行う

###### ②生活福祉資金意見書作成

⇒生活福祉資金に関わる支援記録・償還状況等の民生委員への送付廃止  
意見書作成は、県社協へ廃止に向けた働きかけを継続して実施

###### ③高齢者見守り調査における対象年齢の引き上げ

⇒対象年齢の見直し検討、訪問基準の見直し

##### (2) 追加項目

###### ①民生委員制度や職務の地域住民の理解促進及び周知、啓発の強化

- ・自治会をはじめ、住民自治組織に対する広報強化
- ・既存マンション管理組合への広報やマンション施行業者へ入居前からの働きかけ
- ・転入者に対する区役所対応窓口での広報の実施

###### ②あんしんすこやかセンターや居宅介護事業者、ケアマネージャー等との個人情報共有に向けた取り組み

###### ③地域の見守り活動に係る支援

#### 3. 今後の予定

今後とも国等の動向を踏まえながら、負担軽減に向けた取り組みを民生委員・民児協や民生委員推薦会、市民福祉調査委員会等の意見を聞きながら継続して実施していく。

＜参考＞

平成28年度における負担軽減の実績

(1) 廃止する業務

- ① 生活保護受給通知票の受領・保管（平成28年11月末に廃止）
- ② 重度心身障害者介護手当受給に係る証明（平成28年度末で廃止）
- ③ 要援護児童通告受付表の使用（平成28年度末で廃止）
- ④ 民生委員の意見を求められない行政機関等の委員への就任（既に7審議会で廃止）
- ⑤ ケアライン119における証明（平成29年度中に廃止）

(2) 業務の整理・周知をするもの（民生委員業務ではなく個人として活動）

- ① 業務の対価が支払われるもの（国勢調査等調査員、選挙公報配布等）  
⇒地区民生委員児童委員協議会に対し、動員的な依頼を止める。
- ② 共同募金・歳末たすけあい募金、日赤募金活動等  
⇒あくまでボランティアであり、義務感を与えるような依頼を止める。
- ③ 消費者詐欺や防犯等に関する地域啓発  
⇒あくまで情報提供であり、地域住民への伝達等義務感を与えるような依頼を止める。
- ④ 講演会やイベント案内  
⇒地区民生委員児童委員協議会で何名お願いする等の動員的な依頼を止める。

## 民生委員業務について（高齢者見守り調査の見直し）（案）

### 1. 概要

高度成長期以降、都市化による近隣コミュニティの希薄化、単身高齢者の増加や孤立化が顕在化してきたため、民生委員による先駆的な高齢者実態調査や友愛訪問が始められた。

その後、各区社協の支援のもと、友愛訪問ボランティアや給食ボランティア活動などにより、見守り活動が進められてきた。

さらに、平成13年度からは神戸市と神戸市民生委員児童委員協議会、各区社協との共同事業として、あんしんすこやかセンターの協力により65歳以上のひとりぐらし高齢者の実態調査が開始され、平成18年度からは対象者を75歳以上の老老世帯にも拡大し、重層的な地域見守りの充実を図ってきたところである。

このような中、今後の少子高齢化の進行や、前期高齢者は就労中の方も多なことなどの現状を踏まえ、昨年度より高齢者見守り調査における単身高齢者についての対象年齢の引き上げについて、民生委員の皆様と協議を行ってきた。

このたび、平成29年12月から平成30年2月にかけて実施したヒアリングを踏まえて、市として単身高齢者の調査対象年齢について、以下のとおりに変更する。

### 2. 変更内容

#### ・調査対象年齢の引き上げ

これまで、65歳以上単身世帯、及び75歳以上の高齢者のみの世帯を対象としてきたが、単身世帯については、70歳以上を対象とする。

なお、現在70歳未満の方で、民生委員による見守り対象となっている方に対しては、引き続き見守りをお願いしたい。

70歳未満でも、地域で見守りが必要な方を把握された場合は、台帳を作成する等、見守り対象者として見守りをお願いしたい。

### 3. 次年度以降も引き続き検討する内容

- ① 行政からの障害者情報の提供について
- ② 地区会長が保有する台帳について
- ③ あんしんすこやかセンターや居宅介護事業者、ケアマネジャー等との個人情報共有に向けた取り組みについて

## (参考)高齢者見守り調査の見直し(案)

		現 行		見直し(案)	
		対象者	内容	対象者	内容
単身世帯	新たに65歳以上の1人暮らしになった世帯	○郵送調査実施 (見守り不要のみ回答) ⇒回答がなかった世帯に 民生委員が訪問調査を実施 ⇒必要に応じて見守り対象に	70歳未満の 単身高齢者等	○調査対象としない ⇒ただし、民生委員が必要と判断したり、区社協・あんしんすこやかセンターから地域での見守りについて相談・依頼があれば必要に応じて民生委員の見守り対象とする	
			新たに70歳以上の1人暮らしになった世帯	○郵送調査実施 (見守り不要のみ回答) ⇒回答がなかった世帯に 民生委員が訪問調査を実施 ⇒必要に応じて見守り対象に	
	見守り不要と回答して、5年経過した者	○お知らせ文を送付 ⇒見守り希望があれば、区社協・あんしんすこやかセンターに相談 ⇒必要に応じて見守り対象に	変更なし		
	見守り不要と回答して、75歳になった者	○民生委員が訪問調査を実施 ⇒必要に応じて見守り対象に	変更なし		
老々世帯	新たに75歳以上の高齢者のみになった世帯	○郵送調査実施 (見守り不要のみ回答) ⇒回答がなかった世帯 民生委員が訪問調査を実施 ⇒必要に応じて見守り対象に	変更なし		

## 【その他】

これまで、見守りを継続している65歳～69歳の方は見守り継続していくこととしたい。

## 3月の自殺対策強化月間について

自殺対策基本法において、3月を「自殺対策強化月間」と位置づけ、「誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現」に向け、関係機関と連携しながら啓発事業、相談事業を実施します。

### 【基本指針】

現代社会では、誰もが心の健康を損ねる可能性があることを踏まえ、一人ひとりが自殺を特別なことではなく、身近な問題として受け止めて自殺対策の主役となるよう、共に支え合う社会を形成していくという視点を持って、幅広く呼び掛けを行います。

### 【実施内容】

#### 1. 自殺予防啓発 ギャラリーでの展示

花時計ギャラリー…平成30年3月1日(木)～3月7日(水)

みなと神戸ギャラリー…平成30年3月16日(金)～3月30日(金)

自殺対策強化月間の取組みや自殺予防について知ってほしいことを掲示

#### 2. 神戸自殺総合対策フォーラム「自殺を防ぐ いのちのセーフティネットワーク」

日時：平成30年3月3日(土) 14:00～16:30

場所：神戸市医師会館4階ホール(神戸市中央区橋通4-1-20)

主催：神戸市医師会・兵庫県司法書士会・兵庫県弁護士会・神戸市

#### 3. 高齢者の精神疾患の理解と対応～ゲートキーパー研修応用編～

日時：平成29年3月10日(土) 14:00～16:30

場所：神戸市立総合福祉センター4階ABC会議室

内容：「生きるのがつらいという高齢者のこころの理解と支援」

講師 はやしやまクリニック希望の家 院長 梁 勝則

#### 4. 自死遺族支援団体による講演会 自死遺児のグリーフに寄り添うために

日時：平成30年3月17日(土) 13:20～16:20

場所：神戸市立総合福祉センター4階 第5会議室

主催：NPO法人多重債務による自死をなくす会コアセンター・コスモス(神戸市補助事業)

#### 5. 市立全図書館での特設コーナーの設置 (3月1日～3月31日) ※図書館によって開設期間

自殺対策強化月間に合わせて、市立全図書館と協力し、こころの健康や自殺予防につながる“こころが癒される”本を集めた特設コーナーを開設します。

05  
6.4.4711

### 《お知らせ》

自殺予防とこころの健康電話相談 078-371-1855 しほい木サ

平日9:30～11:30 13:30～16:00 (土・日・祝日・年末年始)

※平成30年度4月から10:30～16:30に開設時間が変わります。

死ぬほどつらいことやこころの病気などについて相談できる電話相談窓口です。



## 地域自殺対策政策パッケージについて（2017年12月 自殺総合対策推進センターより）

各地域において、推奨される重点パッケージは、地域の自殺の特徴の割合上位の3区分の性・年代等の特性と背景にある主な自殺の危機経路を参考に選定されている。

### 神戸市重点パッケージ 高齢者 生活困窮者

地域の主な自殺の特徴(H24～28合計)

上位5区分	自殺者数5年計	割合	自殺率(10万対)
1位:男性60歳以上無職独居	175	11.3%	122.0
2位:男性60歳以上無職同居	169	10.9%	31.2
3位:女性60歳以上無職同居	129	8.3%	15.1
4位:男性40～59歳有職同居	120	7.8%	16.3
5位:女性60歳以上無職独居	92	5.9%	26.2

#### 【高齢者特有の自殺の要因】

##### ○身体的負担

- ・高齢者の自殺の「原因・動機」の7割は「健康問題」(全年齢では4割)
- ・高齢自殺者の90%以上が何らかの身体的不調を訴え、約85%が入通院による治療を受けていた
- ・高齢者の多くは病気を大きなストレスに感じ「楽になりたい」「元の体に戻らないなら死んだ方がましだ」といった言動が目立つ
- ・継続的な身体的苦痛がうつ病の引き金となり自殺につながると考えられる

##### ○家族への精神的負担

- ・高齢自殺者の多くが生前家族に「長く生き過ぎた」「迷惑をかけたくない」ともらしていた
- ・心身両面の衰えを自覚し、同居する家族に看護や介護の負担をかけることへの遠慮が生じる

##### ○喪失感と孤立

- ・高齢者の自殺の「原因・動機」の1割は、配偶者、兄弟など近親者の病気や死(喪失体験)
- ・強い喪失感から閉じこもりがちになり、孤独・孤立状態からうつに至ると考えられる

(国立精神・神経センター精神保健研究所資料より)

#### 【高齢者自殺対策政策パッケージ】

##### 1) 包括的な支援のための連携の推進

事例:地域の支援者を対象に①相談機関につなぐ判断②見守り・相談のつながりができるよう研修の実施

##### 2) 地域における要介護者に対する支援

事例:介護支援専門員対象にゲートキーパー養成研修の実施

##### 3) 高齢者の健康不安に対する支援

事例:特定健診や健康自立度調査でうつのスクリーニングを実施し、自殺ハイリスク者の個別支援

##### 4) 社会参加の強化と孤独・孤立の予防

事例:高齢者の居場所づくり、おしゃべりサロン・ふれあいサロンの開催に合わせたこころの健康相談実施

#### 【生活困窮者自殺対策政策パッケージ】

##### 1) 相談支援、人材育成の推進

事例:相談機関や関係機関職員への継続的かつ段階的ゲートキーパー研修の開催

・相談チーム(弁護士、司法書士、臨床心理士、保健師等)を編成し、「生活とこころの無料相談会」開催

##### 2) 居場所づくりや生活支援の充実

事例:県、町、NPO法人が協働し、保護された自殺未遂者や自殺念慮者に対して滞在場所の提供、共同生活により自立を促す生活支援活動の実施

・民間団体委託事業としてNPO法人にシェルターを設置し緊急避難の場として利用

##### 3) 自殺対策と生活困窮者自立支援制度との連動

事例:自殺ハイリスク者で個別的な支援が継続的に必要と判断された人に対して個別サポートの実施

・ワンストップサービスによる生活困窮者支援の実施

・子ども食堂を適切に各種行政サービスや関係機関につなぐ総合的な子育て支援地域拠点に整備

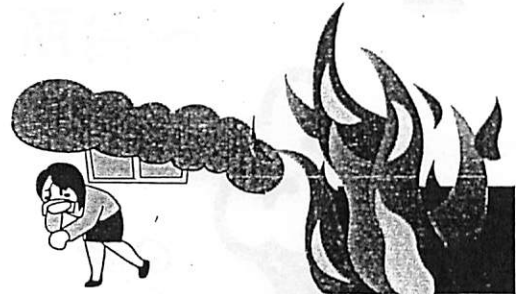
# 住宅火災に

# ご注意ください



火災の危険性はあなたのすぐそばに存在します。火気の取扱いに充分気を付け自宅やご近所で火災が発生した場合に

①早く知らせ(通報) ②早く消し(初期消火) ③早く逃げる(避難) など大切な「命」を守るための緊急行動をとれるようにしておきましょう。



## 4つの備え

### 1. 住宅用火災警報器を設置

火災を早期に発見する住宅用火災警報器は全ての住宅に設置が義務付けられています。

### 2. 住宅用消火器を設置

被害を最小限に抑える住宅用消火器を設置しましょう。エアゾール式簡易消火具もおススメです。

### 3. 防災品を使う

エプロン・カーテン等には炎が触れても燃えにくい防災品を使用しましょう。

### 4. 地域・近隣で助け合う

地域の訓練に参加したり、普段からあいさつをするなど災害時に助け合える関係を築きましょう。

## 身近に潜む火災危険 8つの習慣

コンロを使用中は  
その場を離れない

ストーブを  
つけたまま寝ない

たばこの吸殻をその  
ままゴミ箱に捨てない

子どもに火遊び  
をさせない

家の周りを  
整理整頓する

寝たばこをしない

コンセントは  
使わないときは抜く

ストーブの近くで  
洗濯物を干さない

### 神戸市消防局

3月7日は消防記念日

3月1日～7日

# 春の火災予防運動



神戸市消防局からのお知らせ!!



## ボンベの穴開けは屋外で!

～台所で火災が多発～



風通しの良い屋外で

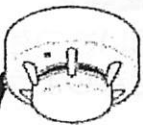


ボンベを振って  
『シャカシャカ』と音がしたら、  
まだ残っています!

ガスが出なくなるまで  
噴射した後、穴開けを!



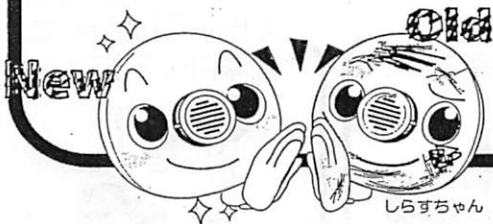
火の近くでは  
作業は行わない



## 住宅用火災警報器

### 設置後10年を目安に本体を とりかえましょう!

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで  
火災を感知しなくなることがあります。



※火災警報機の種類によって、電池の寿命等細かい注意点が異なります。  
製品に付属している取扱説明書を必ずご覧ください。

神戸市消防局 春の火災予防運動

検索

神戸市消防局

TEL : 078-325-8510

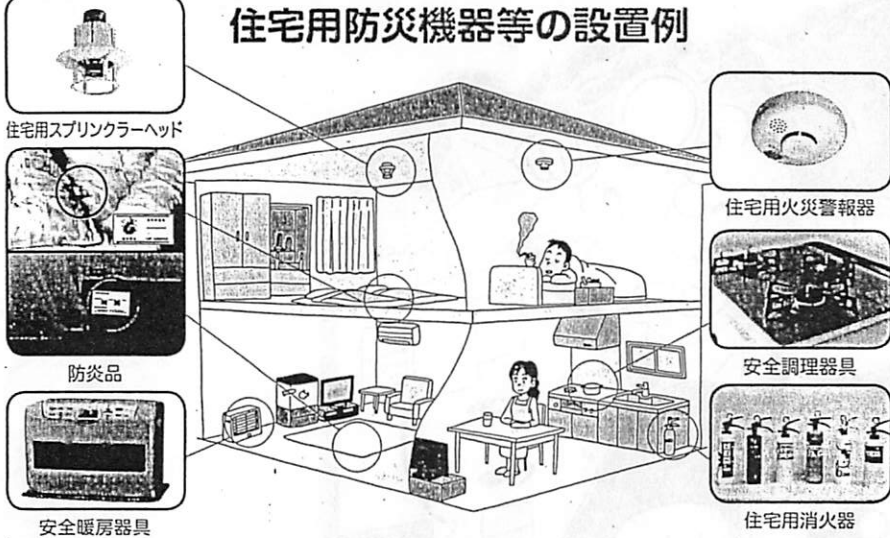
# 家庭に潜む 思わぬ火災



# 家庭に潜む思わぬ火災について

本冊子は、住宅に潜む火災原因と対策を事例を通し紹介しています。  
防火には、日頃からの準備と備えが必要です。住宅防火対策にお役立てください。

## 住宅用防災機器等の設置例



## 住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

### 対策1

逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。



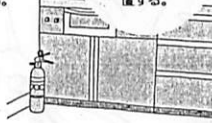
### 対策2

寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防火品を使用する。



### 対策3

火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。



### 対策4

お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。



### 習慣1

寝たばこは、絶対やめる。



### 習慣2

ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。

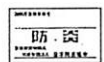
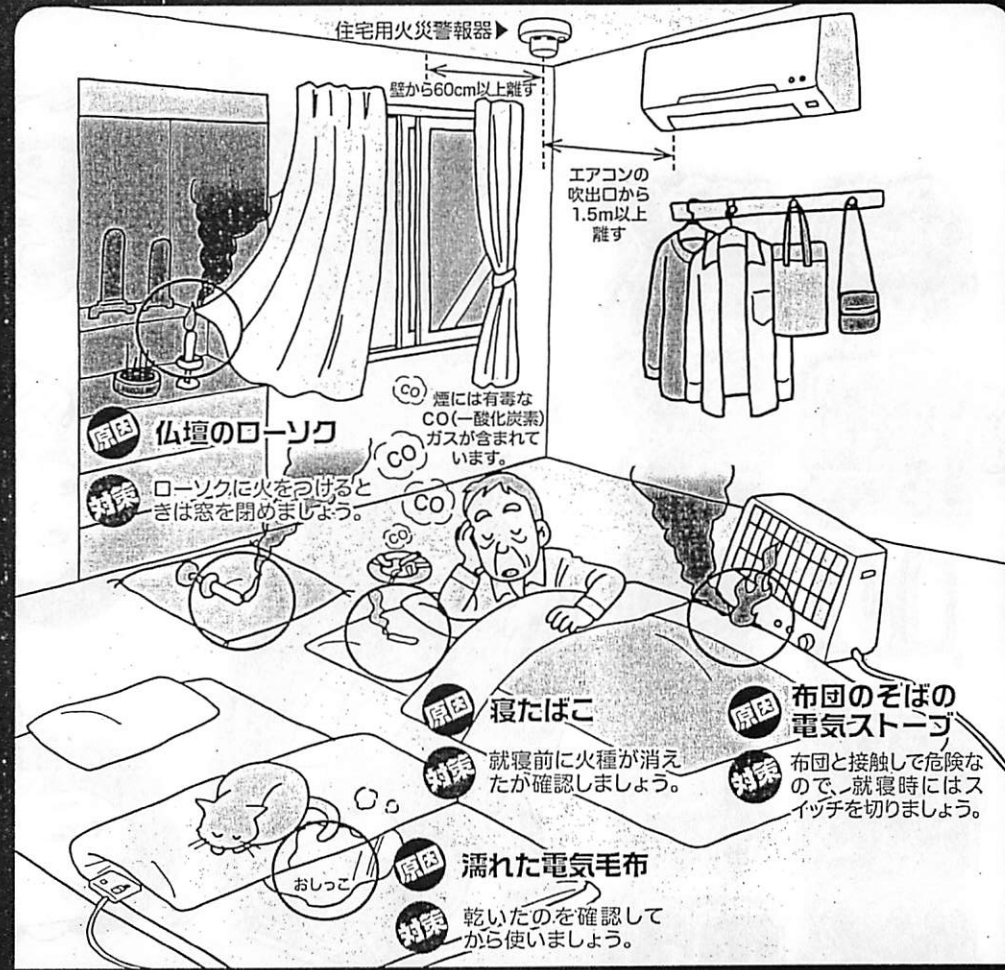


### 習慣3

ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。



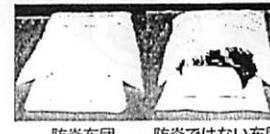
# 寝室の火災原因と対策



火が触れても燃えにくい防火品を使いましょう。



防火品には布団、パジャマ、カーテン、エプロン、じゅうたんなどがあります。



防火布団 防火ではない布団

## 住宅用火災警報器(住警器)の種類

- 住宅用火災警報器

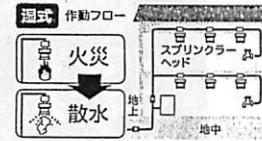
## 火災予防のチェックポイント

- チェックを入れてみましょう
- 仏壇のローソクに火をつけるときは窓を開める。
- 就寝前に、たばこの火種が消えたか確認する。
- 電気ストーブは、就寝前に消す。
- 濡れた電気毛布は乾かしてから使う。
- 住宅用火災警報器は定期的に点検する。

# リビングの火災原因と対策

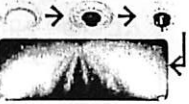
## 住宅用スプリンクラーとは

●家庭の水道配管を利用して火災時に自動的に水を放出する設備です。



## 住宅用スプリンクラー

水道管直結型の住宅に適したスプリンクラーです。



冬



**原因** 水槽用ヒーター

**対策** 水槽用ヒーターは過熱防止付きのものを使い、浮き上りに注意しましょう。

**原因** たこ足配線

**対策** たこ足配線はコンセントやプラグが熱を持つのでやめましょう。

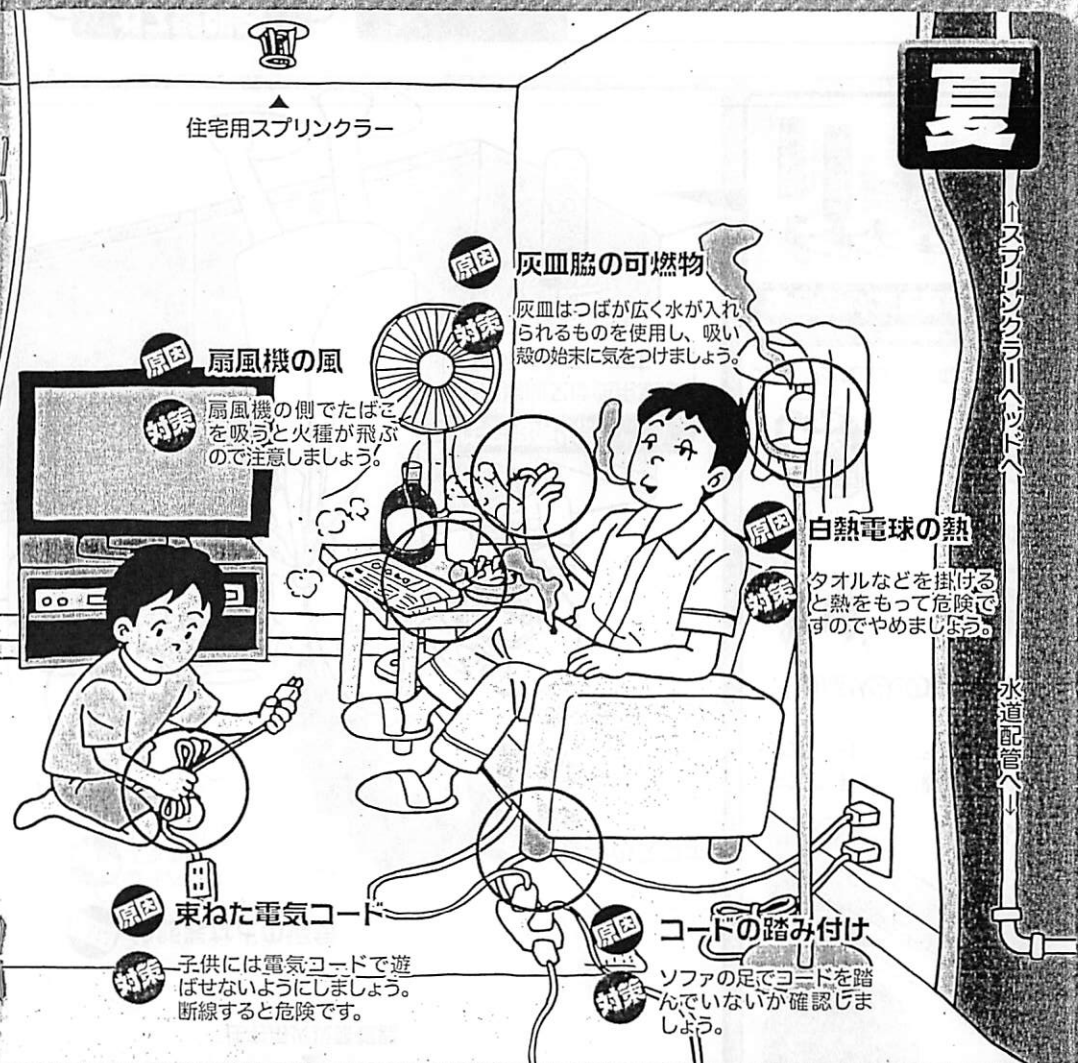
**原因** たばこの灰皿

**対策** 吸い殻は水にさらしてから捨てましょう。

**原因** 電気ストーブの周囲

**対策** ストーブの周りに衣類やスプレー缶など燃えやすいものを置かないようにしましょう。

夏



住宅用スプリンクラー

**原因** 扇風機の風

**対策** 扇風機の側でたばこを吸うと火種が飛び出すので注意しましょう。

**原因** 灰皿の可燃物

**対策** 灰皿はつばが広く水が入られるものを使用し、吸い殻の始末に気をつけましょう。

**原因** 白熱電球の熱

**対策** タオルなどを掛けると熱をもって危険です。やめましょう。

**原因** 束ねた電気コード

**対策** 子供には電気コードで遊ばせないようにしましょう。断線すると危険です。

**原因** コードの踏み付け

**対策** ソファの足でコードを踏んでいないか確認しましょう。

## 火災予防のチェックポイント

- チェックを入れてみましょう
- 電気ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- たばこの吸い殻は一度水にさらしてから捨てる。
- たこ足配線はしていない。定期的にコンセントは掃除する。
- 熱帯魚水槽のヒーターは安全装置付きのものを使う。

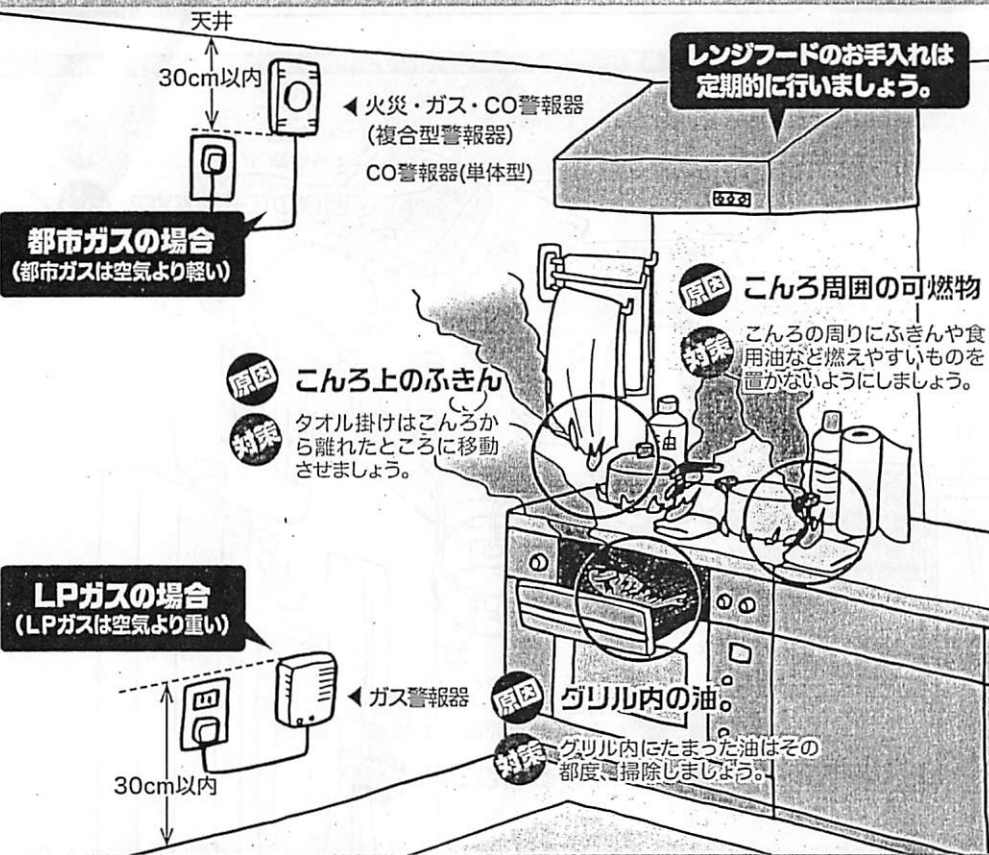


コンセントは定期的に掃除しましょう。

## 火災予防のチェックポイント

- チェックを入れてみましょう
- 灰皿のそばに新聞紙など燃えやすいものを置かない。
- 喫煙時は扇風機を止める。
- 電気コードを折りたたんだり、子供に遊ばせない。
- ソファの足で電気コードを踏み付けない。
- 白熱電球にタオルなどをかけない。

# 台所の火災原因と対策



燃えにくい防災エプロンを着用すると安心です。



## 住宅用消火器の使い方



片方の手で消火器の底を持ちノズルを握り火元を狙います。

### 適応火災の表示例



## 住宅用消火器を置きましょう



## ガス漏れ事故やCO中毒を未然に防ぐポイント

ガスを使う時には、まず換気！器具のお手入れ！万一に備えてガス警報器・CO警報器の設置！を心がけましょう。



## 火災予防のチェックポイント

- チェックを入れてみよう
- こんろの周りに燃えやすいものを置かない。
- ガスこんろの上にふきんなどを掛けない。
- グリルは使い終わったら掃除する。

## ガス警報器

- 火災・ガス・CO警報器 交換期限5年

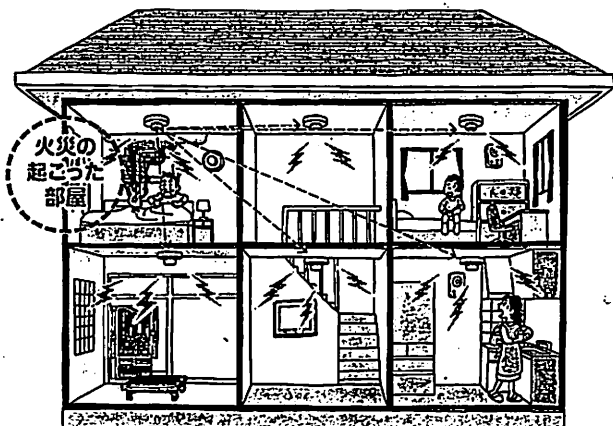


## 火災予防のチェックポイント

- チェックを入れてみよう
- 調理中に携帯電話やスマートフォンは使わない。
- こんろのそばを離れるときは火を消す。
- 炊飯器や電気ポットの湯気が出るものはコンセントから離して使う。

# あなたの家の住宅用火災警報器(住警器)、 交換時期にきていませんか？

## 連動型住宅用火災警報器



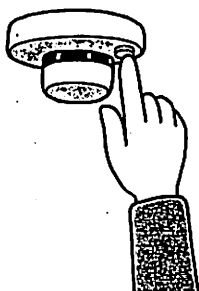
**住警器は10年を目安に電池交換  
ではなく本体ごと交換しましょう**

連動型住宅用火災警報器は火災を感知すると他の部屋に設置された警報器も連動して警報が鳴ります。交換時には連動型をおすすめします。

## 住警器の点検のポイント 定期的に点検を実施しましょう

住警器は点検時に音がならないときは電池切れ、故障、本体が劣化している場合がありますので交換が必要です。

### ボタンを押して点検

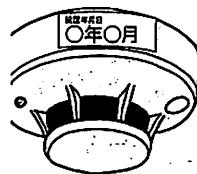


### ひもを引っ張って点検



### 交換時期

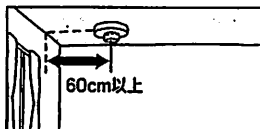
設置年月日を記入するシールがあるものや交換時期を音で知らせるものがあります。



## 住警器の取り付け位置

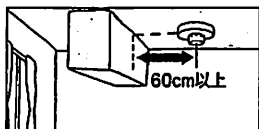
### 天井の場合

壁から火災警報器の中心を60cm(熱式は40cm)以上離します。



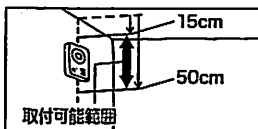
### はりなどがある場合

はりから火災警報器の中心を60cm(熱式は40cm)以上離します。



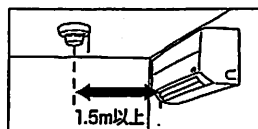
### 壁面の場合

壁面に取付ける場合は、天井から15cm~50cm以内に火災警報器が入るようにします。



### エアコンなどがある場合

エアコンや換気扇の吹き出し口から火災警報器を1.5m以上離します。



編集・発行 (一財)日本防火・危機管理促進協会 事務局 住宅防火対策推進協議会

Tel 03-3593-2823 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目9番16号

監修 菅原 進一 日本大学大学院理工学研究科教授

東京大学/東京理科大学名誉教授

この冊子は日本消防検定協会から委託を受けて作成したものです。



# 平成30年度 給食会活動研修 レクリエーション研修

この度の研修では・・・

神戸市内のひとりぐらし高齢者ふれあい給食グループを対象に、健康管理のためのレクリエーション技術の習得等を目的に実施します。

身近にある新聞紙や折り紙を使ったレクリエーションや、準備物なしでも楽しく簡単にできる簡単な本  
操や手遊びなど、レパートリーを増やすチャンスです！是非ご参加いただき、みんなでお楽しみ  
びましょう！

- ◆開催日時◆ A:平成30年4月24日(火) 13:30~15:30  
B:平成30年4月25日(水) 13:30~15:30

- ◆会場◆ こうべ市民福祉交流センター 201教室  
神戸市中央区磯上通3丁目1-32 TEL(078)271-5300  
※会場案内図は、裏面ご参照ください。

- ◆参加対象◆ 市内のひとりぐらし高齢者ふれあい給食グループで活動している方

- ◆講師◆ 兵庫県レクリエーション協会  
副会長 速水 順一郎 氏

【所属】神戸市レクリエーション指導者クラブ 会長、  
ハンドクラフト協会 主宰、バルーンクラフト協会 代表、  
兵庫県青少年団体連絡協議会 会長、  
いえしま自然体験協会 理事 等  
子どもから大人まで、幅広い世代の方を対象にした  
レクリエーション指導で多方面で活躍されています。



# “健康創造都市K O B E”の推進

○平成30年度予算額 170,614千円（新規・拡充）

## 1 事業概要

○ICT等を活用した保健事業の推進（21,563千円）

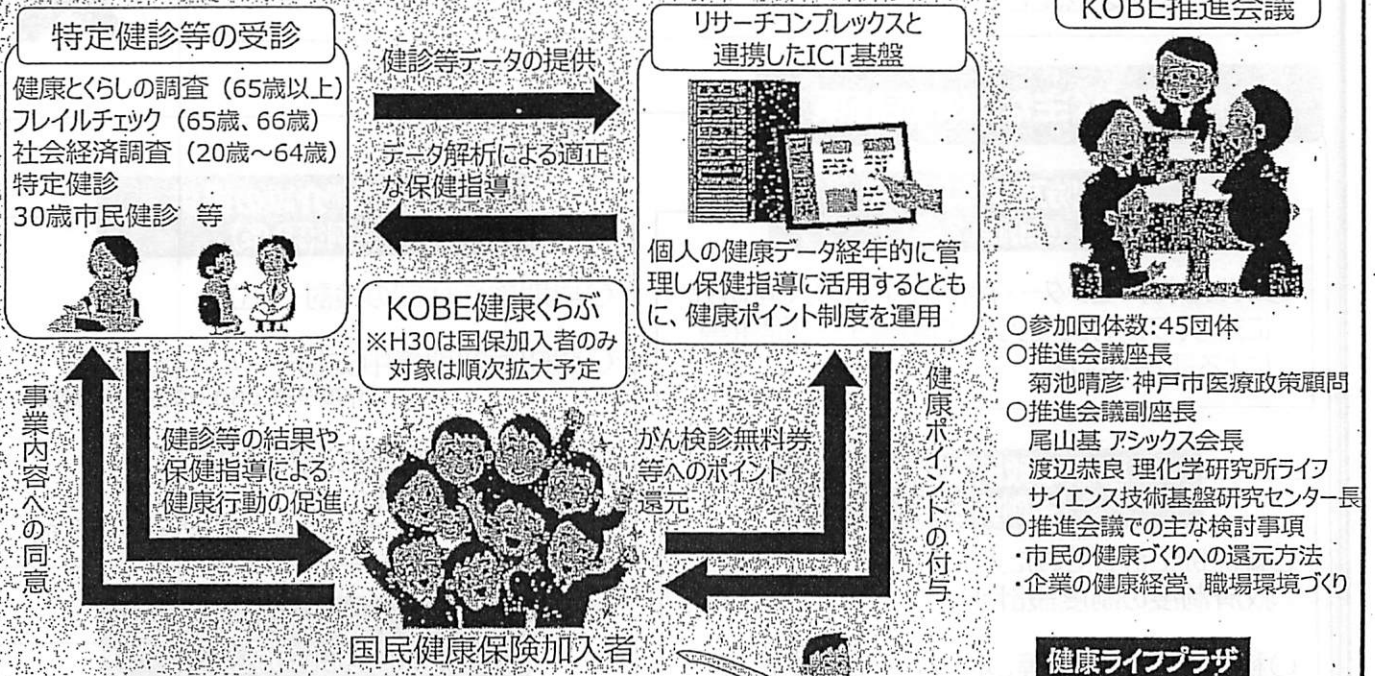
- ・個人の健康データを経年的に管理し、ICTを活用して保健指導を行う「KOBE健康くらぶ」を創設し、科学的根拠に基づく健康づくりを推進。
- ・平成30年度は、国民健康保険加入者から参加者を募り、ポピュレーションアプローチとして、ICTによる保健指導や健康ポイント制度の展開により、市民の健康づくりを積極的に支援。

○健康ライフプラザの活用による健康寿命の延伸・健康格差縮小に向けた取組み（149,051千円）

- ・国民健康保険加入者を対象に食事や運動をテーマとする健康教室を実施し、生活習慣病予防を推進。
- ・健康ライフプラザ周辺において、特定健診受診率が低い地域で重点的に特定健診の受診勧奨を実施するとともに、生活習慣病で在宅療養中の生活保護受給者を対象に訪問保健指導を実施し、健康格差の縮小を図る。

## 2 事業イメージ

○ICT等を活用した保健事業の推進（21,563千円）



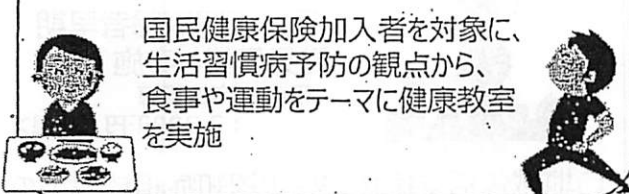
### 健康創造都市 KOBE推進会議



- 参加団体数:45団体
- 推進会議座長 菊池晴彦 神戸市医療政策顧問
- 推進会議副座長 尾山基 アシックス会長 渡辺恭良 理化学研究所ライフサイエンス技術基盤研究センター長
- 推進会議での主な検討事項
  - ・市民の健康づくりへの還元方法
  - ・企業の健康経営、職場環境づくり

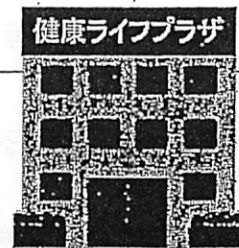
○健康ライフプラザの活用による健康寿命の延伸・健康格差の縮小に向けた取組み（149,051千円）

### 施設を生かした生活習慣病予防



### 施設周辺をモデルとする健康格差縮小事業

- ・特定健診受診率が低い地域で重点的に、未受診の国民健康保険加入者への受診勧奨や訪問指導を実施
- ・生活習慣病で在宅療養中の生活保護受給者を対象に、訪問保健指導を実施



# 認知症施策の推進

○平成30年度予算額 280,013千円 (拡充)



## 1 事業概要

- 「神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例」を制定（平成30年4月1日施行予定）し、新たな施策を含め、認知症に関する施策を総合的に推進。
- 認知症の人による事故の負担を社会全体で分かち合う仕組みをつくるため、事故救済制度等の制度設計を実施。

## 2 事業イメージ

### 条例の基本理念

- 認知症の人の尊厳が保持され、その人の意思が尊重され、社会参加を促進し、安全に、かつ安心して暮らし続けられるまちを目指すこと
- 認知症の人とその家族のより良い生活を実現させるために必要な支援を受けられるよう、まち全体で支えること



### 条例に基づく主な認知症施策

#### 予防及び早期介入 (条例第7条)

- WHO神戸センター・神戸大学等の共同研究に対し、フレイルチェック等の結果データ提供等による連携・協力

#### 事故の救済及び予防 (条例第8条)

- 認知症と診断された人による事故に関する救済制度の制度設計\*
  - 移動手段の確保等、地域での生活支援策の検討\*
  - 認知症の疑いがある人の運転免許自主返納推進の検討\*
- 平成30年度予算(\*印の事業)：15,000千円<拡充>

#### 治療及び介護の提供 (条例第9条)

- 早期診断体制の検討・確立\*
- 認知症初期集中支援チームの全区実施  
平成30年度予算：50,000千円<継続>
- 認知症疾患医療センターの拡充  
(5ヶ所→7ヶ所)  
平成30年度予算：30,301千円<拡充>

#### 地域の力を豊かにしていくこと (条例第10条)

- 認知症サポーター養成の実施  
平成30年度予算：4,469千円<継続>
- 中学校区単位での認知症高齢者等への声かけ訓練の実施  
平成30年度予算：2,250千円<継続>
- 行方不明高齢者早期発見事業の実施  
平成30年度予算：2,200千円<新規>
- 地域包括支援センターの認知症相談対応の充実  
平成30年度予算：136,800千円<新規>



市・市民・事業者  
の協同で  
取り組みます！



# 見守り体制の再構築

○平成30年度予算額 643,890千円 (拡充)

## 1 事業概要

- 地域見守り拠点の整備 (要援護者支援センター・障害者支援センター)
- 大規模災害復興住宅への継続支援など地域見守り体制の再構築
- 判断能力が低下した方のための成年後見支援制度の体制強化



## 2 事業イメージ

※H30年度予算事項 (新規・拡充・継続) は◎で表記

### 見守り対象者の整理 ～見守りを必要とする全ての方を対象に～

従来： 65歳以上の単身又は75歳以上の老老世帯



見直し後： 対象年齢の引き上げを検討  
新たに障害者の見守りを追加 (身体・知的)

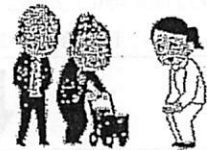


### 地域見守り拠点

#### 要援護者支援センター (基幹福祉避難所) ◎

- ・要援護高齢者・高齢障害者に対する地域見守り拠点を全区複数配置。
- ・要援護者コーディネーターを配置し、見守り対象者の把握、関係機関との顔の見える関係づくりの構築、防災訓練、災害時に必要な備蓄整備等を実施する。
- ・センターの主な機能  
特別養護老人ホーム+大規模ショートステイ・デイサービスに以下の機能を追加する。  
平常時：要援護者の見守り支援の拠点 災害時：基幹福祉避難所

<H30予：108,900千円>



#### ◎ (仮称)障害者支援センター

- ・障害者の相談や見守り等の拠点として全区設置を目指す。
- ・H30年度は4区にある既存施設を転用し、センターとして位置づけるとともに障害者見守り支援員を配置。
- ・センターの主な機能 ①相談 ②見守り ③日中活動 ④緊急時・災害時短期受入 等

<H30予：342,486千円>



#### あんしんすこやかセンター

- ・市内76ヶ所に設置。
- ・地域支え合い推進員を配置し、地域コミュニティづくりや介護予防を推進。

## 地域

### 地域支え合い体制の推進

個々の見守りから地域住民同士で見守り、支え合う体制へ

民生委員	友愛訪問グループ	老人クラブ	婦人会
		ボランティア	NPO
		地元住民組織	社会福祉法人

H30年度より民生委員支援員の活動助成費を拡充  
24,000円/年 → 36,000円/年  
<H30予3,600千円>

◎

◎

大規模災害復興住宅等 (あんしんすこやかルーム)

見守り推進員



兵庫県と協調した見守り体制を継続

<H30予：177,152千円>

## 行政

### 成年後見制度

◎

H30年度より

- ①区役所職員のスキルアップを図るため、専門職団体と連携
- ②利用支援事業の対象を拡充

従来：市長が申し立てた事例のみ

H30年度：市長のほか、本人・親族が申し立てた事例へ拡大

<H30予：10,752千円>

◎

### 遺留金の適正管理

- ・相続するものの明らかでない遺留金について遺留金取扱条例を制定。(H30.4月施行予定)
- ・相続人調査や相続財産管理人選任申立など適切な管理を実施。

<H30予：1,000千円>



# 障害者の親なき後対策

○平成30年度予算額 679,805千円 (新規・拡充)

## 1 事業概要

- 障害特性から就職困難な障害者や離職を繰り返す障害者へのフォロー等の課題を、総合的・科学的に解決するため、就労支援や訓練等のシステム化を実施
- 障害者が「親なき後」も引き続き地域で安心して生活できるよう、(仮称)障害者支援センターの全区設置や市街地におけるグループホームの整備、特別養護老人ホームにおける高齢障害者の受け入れを促進
- 市街地における医療ケアを必要とする重症心身障害者(児)の入所等を支援
- 障害児通所支援事業所において重度障害児の受け入れが進むよう、市独自の加算制度を創設
- 精神保健福祉の充実のため、精神障害者施策のあり方の検討等を実施

## 2 事業イメージ

### 障害者の多様な働き方の創出・就労促進

#### 就労支援や訓練等のシステム化

東京大学先端科学技術研究センター  
 ・就労支援ツールの開発  
 ・就労訓練等に必要の支援メニューの研究  
 H30予算：10,000千円<新規>

支援 ↓

しごとサポート(障害者就労推進センター)  
 障害福祉サービス事業所等

効果的な支援 →

障害者、企業

・法定雇用外の働き方の促進  
 ・個々の障害特性に応じた強みを生かした働き方の創出

蓄積された事例の検証

市役所内の短時間訓練雇用  
 (H30~外郭団体に拡大)  
 H30予算：5,342千円<拡充>

ICTの活用した就労支援等  
 H30予算：35,744千円<拡充>

障害者数：(H29.3末)手帳交付数(市内) 身体：80,407人、知的：14,167人、精神：15,690人

### 親なき後対策の強化

(仮称)障害者支援センター(再掲)  
 障害者の相談や見守り等の拠点として全区に設置し、障害者見守り支援員を配置  
 (H30年度：灘・兵庫・垂水・西)

≪主な機能≫

- ①相談②見守り③日中活動
- ④緊急時・災害時の短期受入等

H30予算：342,486千円<新規>

特別養護老人ホームにおける障害者の受入促進  
 介護保険の障害者生活支援体制加算の要件を緩和した、市独自の加算制度を創設

H30予算：6,000千円<新規>

市街地におけるグループホームの整備促進  
 グループホームの整備に対する補助を拡充

H30予算：50,000千円<拡充>

障害者の高齢化率：(H29.3末)65歳以上(市内) 身体：4.6%、知的：4.9%、精神：19.7%

### 精神保健福祉の充実

#### 依存症対策の推進

・相談拠点として、「ひょうご・こうべ依存症対策センター」を設置(H30.1~)  
 ・依存症拠点医療機関を選定

H30予算：11,212千円<拡充>

#### 初期精神科救急の体制整備

新たに外来受診を中心とした体制を構築

H30予算：66,512千円<拡充>

#### 精神障害者施策のあり方検討

重度障害者医療費助成を含めた、精神障害者の方の保健福祉施策について検討

H30予算：5,000千円<新規>

### 重度障害者(児)施策の充実

#### 医療型障害者・児入所施設の整備

老人健康センターを改修し、新たに医療型障害者・児入所施設を整備(約60床)

H30予算：66,357千円<新規>

#### 障害児支援の充実

障害者通所支援事業所(福祉型)で重度障害児を受け入れた場合、1人あたり2,000円/日を加算

H30予算：24,684千円<新規>

県市協調

県市協調



## こども家庭局主要施策

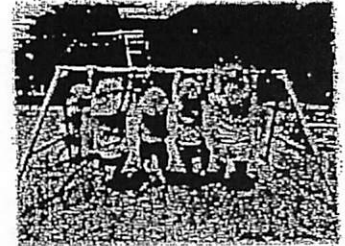
# 1. 仕事と子育ての両立支援

◎：新規事業 ○：拡充事業

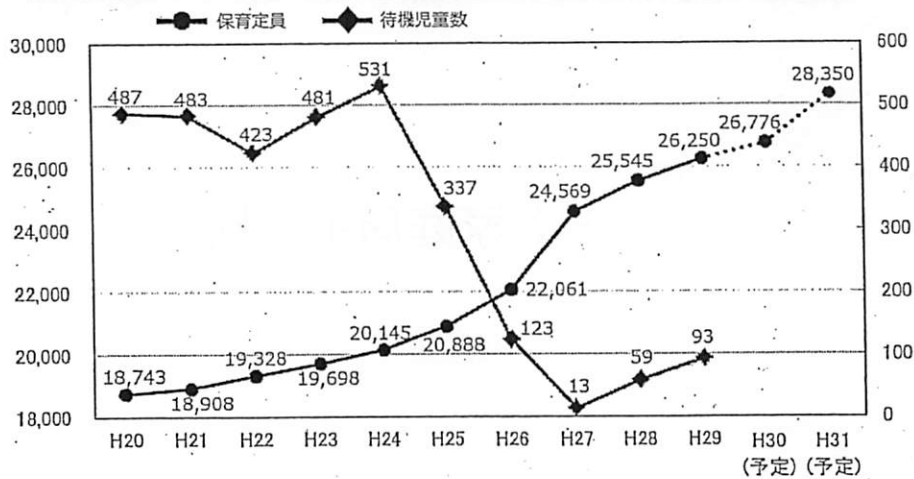
## (1) 待機児童解消対策の強化 [3,820,236 千円]

### ○ ①約 1,600 人分の保育定員を拡大 (3,582,973 千円)

- ◆私立保育園・認定こども園の新設整備 (5 か所 285 人)
  - ・東灘区 2 か所 105 人
  - ・灘区 1 か所 60 人
  - ・中央区 1 か所 60 人
  - ・垂水区 1 か所 60 人
- ◆私立保育園・認定こども園の分園整備 (11 か所 525 人)
- ◆既存園の定員増 (1 か所 27 人)
- ◆幼稚園から認定こども園への移行 (11 か所 448 人)
- ◆小規模保育の拡充 (11 か所 209 人)
- ◆事業所内保育の拡充 (4 か所 80 人)



保育定員及び待機児童数の推移（毎年4月1日時点）(単位：人)



### ○ ②幼稚園における長時間預かりの実施支援 (191,092 千円)

保育を必要とする子どもを受け入れる幼稚園に対し、新たな補助事業を実施する。

- ◆職員配置に要する経費を補助  
(補助額：1施設あたり 2,400 千円/年)  
※利用実績に基づく補助額が 2,400 千円を下回る場合に最低基準額を保障
- ◆事務負担に対応するための経費を補助  
(補助額：1施設あたり 1,380 千円/年)  
※長時間・長期休業中の預かりを行い、かつ、小規模保育等の連携施設になっている施設が対象
- ◆2歳児の定期利用に要する経費を補助  
(補助額：1施設あたり 1,850 円/人・日)

### ○ ③認定こども園への移行に伴う事務負担の軽減 (3,850 千円)

認定こども園へ移行する幼稚園の事務負担の軽減を図るため、事務サポートを行うアドバイザーを派遣する。

### ○ ④きめ細やかな利用者支援 (42,321 千円)

各区役所・支所に加えて、新たに西神中央出張所に保育サービスコーディネーターを配置し、保育利用に関する相談受付や情報提供を行う。

(2) 保育人材確保と質の向上 (856,000 千円)

○ ①一時金給付による新卒保育士等の確保 (571,800 千円)

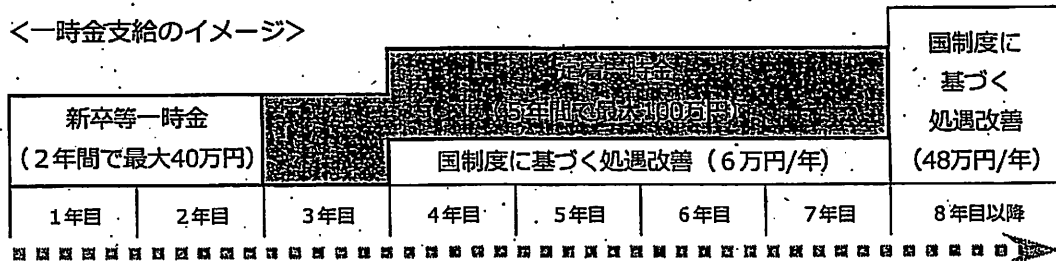
保育人材の確保・定着をさらに促進するため、新卒保育士等に対する一時金給付制度を拡充し、採用3～7年目の職員に対しても一時金(定着一時金)を支給する。

※平成31年度の採用者まで対象

※潜在保育士等(常勤として復職する場合)を対象に追加

※長時間預かりにより保育を必要とする子どもを受け入れる幼稚園を対象施設に追加

<一時金支給のイメージ>



○ ②潜在保育士等の職場復帰支援 (16,000 千円)

潜在保育士等の職場復帰を促進するため、潜在保育士等が非常勤職員として復職し、「朝」もしくは「夕」の時間帯、あるいは「休日」を含む勤務を行う場合に一時金(10万円)を支給する。

○ ③宿舍借り上げ支援 (182,547 千円)

私立保育園等を運営する事業者に対し、採用後5年目までの保育士等の宿舍の借り上げ費用を補助する(1人あたり上限82千円/月)。

◆新規採用後3年間 → 採用5年目までに拡充

◆新たに市外からの転入者は全て対象

○ ④未就学児を持つ保育士等の子どもの預かり支援 (39,267 千円)

未就学児を持つ保育士等の保育料貸付を拡充し、自己負担分の保育料を補助する。

◆補助額 保育料の1/2(上限27千円/月) → 上限54千円/月

◆補助期間 1年間 ※2年間の勤務で返還免除

○ ⑤保育士資格の取得支援 (6,300 千円)

保育補助者等が保育士資格試験のために要した学習費用を補助する。

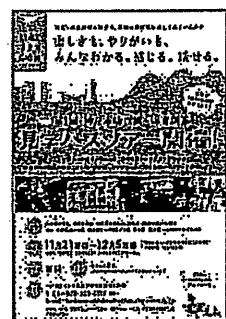
◆補助額 学習費用の1/2(上限15万円)

○ ⑥教育・保育施設等見学バスツアーの開催 (1,000 千円)

潜在保育士や幼稚園教諭、養成校の学生等を対象に、市内の教育・保育施設等を巡る見学バスツアーを実施する。

○ ⑦キャリアアップ研修の実施 (38,086 千円)

職位や職務内容に応じた研修を実施し、専門性や資質の向上を図り、職場への定着を促進する。



○ ⑧乳幼児保育研究部会の開催 (1,000 千円)

保育所保育指針の改定を踏まえ、公開保育や事例検討会など実践的な研修を実施するとともに、モデルとなる保育の事例集を作成し、保育の質の向上を図る。



### (3) 多様な保育ニーズへの対応 (53,016 千円)

#### ○ ①病児保育室の整備 (26,028 千円)

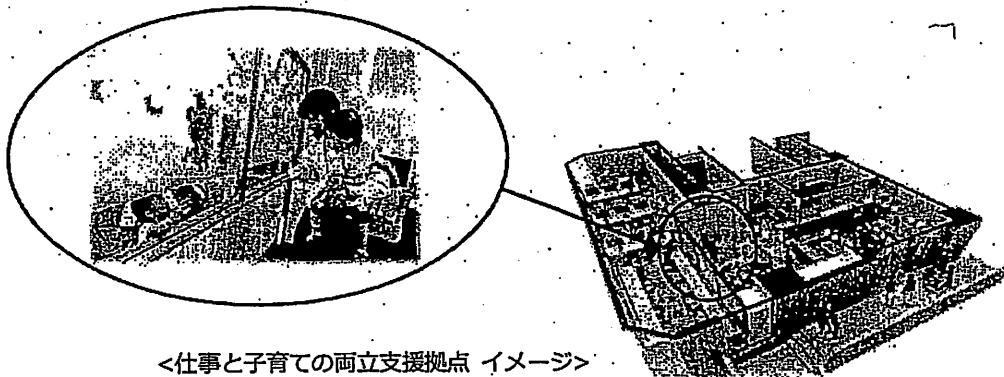
病児保育室の地域偏在を解消するため、保育士確保など開設にかかる準備費用や賃借料を補助し、初期投資の軽減を図ることで、2か所の新設整備を促進する。

##### ◆新たな補助制度 (1か所あたり)

開設準備費用 1,000 千円 (派遣保育士紹介料、広報費等)

#### ○ ②仕事と子育ての両立支援拠点の整備 (15,000 千円)

子育てをしながら柔軟な働き方が選択できる環境を整備するため、保育機能とオフィス機能が併設する「仕事と子育ての両立支援拠点」を新たに整備する事業者への支援を行う。



<仕事と子育ての両立支援拠点 イメージ>

#### ◎ ③育休明け乳幼児の定期預かり事業「KOB Eはじめルーム」 (11,988 千円)

育児休業が終了して再び仕事を始める保護者を支援するため、私立保育園等において一時保育を拡大し、月～金曜日まで子どもの定期預かりを実施する。

### (4) 学童保育の充実 (763,248 千円)

#### ○ ①学童保育施設の整備 (721,175 千円)

平成 31 年度までに、学童保育を必要とする全ての高学年児童を受け入れることができるよう、学校内を中心に計画的な学童保育施設の整備を進める。

◆整備 13 か所 設計 3 か所



#### ◎ ②要配慮児への支援体制強化 (16,901 千円)

「座って話を聞けない」「勝手に外に飛び出してしまう」など、特に配慮が必要な子どもに対応する放課後児童支援員を確保し、運営体制の強化を図る。

#### ○ ③放課後児童支援員の処遇改善 (25,172 千円)

学童保育の質の向上と安定的な人材確保のため、放課後児童支援員の処遇改善を行う。

## 2. 親と子の健康

### (1) 特定不妊治療費助成 [418,678 千円]

高額な医療費がかかる特定不妊治療（体外受精・顕微授精）に要する費用を助成する。

◆助成額（申請1回につき）

所得 730 万円未満：上限 7 万 5,000 円～30 万円

所得 730 万円以上：上限 3 万 7,500 円～15 万円

※男性不妊治療について、15 万円まで上乗せできる場合あり

※43 歳になるまでに通算 6 回まで

### (2) 妊婦健康診査助成 [1,377,826 千円]

妊婦の健康を保ち安心して出産できるよう、妊婦健康診査に対する助成を行う。

◆助成内容 全妊婦 14 回・総額 120,000 円を上限に助成



<神戸市母子健康手帳>

### (3) 産後うつ対策 [187,672 千円]

産後うつを早期発見し、重症化予防・早期回復を促すための支援を実施する。

#### ◎ ①産婦健康診査助成 (53,819 千円)

産後 2 週間・1 か月など出産後間もない時期の産婦に対する精神状態の把握も含めた健康診査の費用を助成する。

◆助成額 1 回 5,000 円（2 回まで）

#### ②産後うつスクリーニング (125,232 千円)

新生児訪問指導及び 4 か月児健康診査時に「産後うつスクリーニング」を実施し、支援が必要な母親には産後ケア事業の紹介や臨床心理士によるカウンセリング、保健師による家庭訪問等を行う。



#### ③産後ケア事業 (8,621 千円)

産後の育児不安が強い母親を対象に、助産所における宿泊・通所を通して、母体のケアや育児に対する手厚い支援と相談を行う。

#### ◎ (4) 母子保健データを活用した調査研究 [3,000 千円]

妊娠届出・新生児訪問指導・乳幼児健康診査等で集積された「母子保健データ」の分析を専門機関に委託し、分析結果を神戸市における母子保健事業の改善や疾病スクリーニングの精度向上に活用する。

### (5) こども医療費助成 [5,227,882 千円]

中学 3 年生まで全ての子どもが無料もしくは低額な負担金で医療機関を受診できるよう医療費を助成する。

◆入院 負担なし

◆外来 0～2 歳児：負担なし

3 歳児～中学 3 年生：1 医療機関等あたり 1 日上限 400 円を月 2 回

※ 3 回目以降無料

(2) 社会的養護体制の充実 [216,202 千円]

○ ① 児童養護施設における養育単位の小規模化 (194,228 千円)

子どもをより家庭的な環境のもとで養育するため、6～8人で生活できるユニットに再編するなど施設の小規模化・地域分散化を進める。



○ ② 乳児院の職員体制強化 (6,474 千円)

特に配慮が必要な一時保護委託児童の処遇向上を図るため、乳児院における職員の配置を支援する。

○ ③ 児童養護施設における高校生部活動費の充実 (2,500 千円)

クラブ活動に必要な費用を賄えるよう、1人あたり年額5万円の補助制度を創設する。

④ 子どもの未来支援プロジェクト (10,000 千円)

ふるさと納税を活用し、児童養護施設等入所者に必要な学用品等の購入経費を補助する。

○ ⑤ 里親委託の促進 (3,000 千円)

未委託の登録里親に対し、養育技術向上を図るためのトレーニングを実施することで養育の質を確保し、里親委託率の向上を図る。

(3) ひとり親家庭への支援 [6,474,755 千円]

○ ① 母子父子寡婦福祉資金貸付 (226,128 千円)

ひとり親家庭等の子どもの就学・就職の促進や、自立を支援するための貸付を行う。

◆ 大学院に就学するための費用を貸付対象に追加

○ ② 高等職業訓練促進給付金 (108,965 千円)

ひとり親家庭の親が看護師等の資格取得を目指して、1年以上養成機関に通う場合に生活費の負担を軽減するための給付金を支給する。

◆ 准看護師から看護師へのキャリアアップを支給対象に追加

③ 就職に有利な資格取得支援事業 (5,698 千円)

ひとり親家庭の親やその子どもを対象に、就職に結びつく可能性の高い資格取得講座を無料かつ託児付きで開催し、就業を促進する(パソコン検定講座・医療事務講座等)。

○ ④ 児童扶養手当 (6,133,964 千円)

子どもを監護するひとり親家庭の生活の安定と自立を促進し、子どもの健やかな成長に資するための手当を支給する。

◆ 平成30年8月分より、全部支給の所得制限を年収130万円から160万円に引き上げ

※扶養親族1人の場合



### 3 特に援助が必要な子ども・家庭への支援

#### (1) 児童虐待防止・障害児支援の強化 (834,335 千円)

##### ○ ①虐待対応・障害相談のための体制強化 (8,000 千円)

※別途、平成 29 年度 2 月補正予算額 (37,105 千円)

##### ◆こども家庭センター (児童相談所) の職体制強化

児童福祉司を 2 名、児童心理司を 1 名増員し、児童虐待等の相談により迅速に対応するための体制を強化する。

##### ◆児童相談システムの機能拡充

各区で利用している要支援家庭の情報を管理する「児童相談システム」をこども家庭センターへ導入し、情報の共有化・一元化を図り、より効率的な支援を実施する。

##### ◎ ②教育・保育施設等における医療的ケア児の受け入れ体制整備 (46,228 千円)

日常生活において「経管栄養」や「たんの吸引」など、医療的ケアを必要とする子どもが心身の状況に応じて適切な保育を受けることができるよう、教育・保育施設等の看護師配置にかかる補助制度を創設するなど、受け入れ体制を整備する。

※受け入れる施設や時間帯、医療的ケアの範囲を限定して段階的に実施

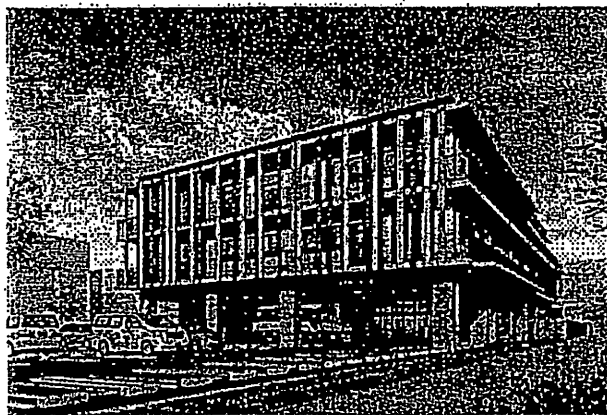
##### ◎ ③障害児支援施策推進のためのネットワーク構築 (1,000 千円)

障害児支援に関する全市的な課題を共有し、必要な支援策についての協議と施策の推進を検討する場として「神戸市療育ネットワーク会議」を開催する。

##### ◎ ④療育体制の再構築 (663,002 千円)

身近な地域での障害児療育を支援するため、療育体制の再構築に取り組む。

- ・平成 27 年度 「西部療育センター」開設
- ・平成 28 年度 「総合療育センター」の機能拡充
- ・平成 30 年度 「ひまわり学園」を移転建替し、診療所や 3 障害 (知的・身体・発達) 対応等の新たな機能を付加した「東部療育センター」を開設



<東部療育センター 完成イメージ>

##### ◎ ⑤各療育センターにおける電子カルテシステムの導入 (79,000 千円)

市内 3 か所の療育センターに共通の電子カルテシステムを導入し、相談診療業務の効率化を図る。

#### 4. 地域における子育て支援の充実

##### (1) 地域と連携した居場所づくり [56,545 千円]

###### ◎ ① 学齢前児童の遊びの地域拠点整備 (38,545 千円)

学齢前の子どもが遊びを通じて体力・知力の向上を図ることができるよう、室内で安全に思い切り遊べる拠点として「(仮称) こべっこあそびひろば」を主要駅近くに整備する。



<整備イメージ>

###### ○ ② 子どもの居場所づくりの支援 (18,000 千円)

地域団体やNPOが実施する小中学生を対象とした食事の提供や学習支援など、放課後等に子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりの取り組みを支援する。

#### 5. 子育て施策の総合的な推進

##### ◎ (1) 総合児童センターの移転拡充 [334,282 千円]

こべっこランドを再整備するとともに、児童相談所の子どもたちを取り巻く施設環境を抜本的に改善し、増加する相談件数に対応するため、平成33年度の完成に向けて設計業務等に着手する。

◆移転場所 中部処理場跡地北側

##### ◎ (2) 子育てサービスにかかる基礎調査 [30,000 千円]

子ども・子育て支援法に基づく「神戸市子ども・子育て支援事業計画」の次期計画を策定する基礎資料として、子育てサービスの利用状況等についての調査を行う。

##### ○ (3) 子育て情報の発信 [15,000 千円]

「切れ目のない子育て支援」や「子育て環境の良さ」を市内外に情報発信し、「子育てにあたたかい街こうべ」の機運を醸成する。



いっね! 神戸で子育て

## 平成 30 年度 北区民児協予算に関するお願い

現在、委員皆様の実費弁償費の一部を、委任状をいただき、北区民児協会費として天引きさせていただいています。

ところが、今年度から市民児協事務局の方針で、実費弁償費から天引きさせていただく対象については、市民児協会費及び、区で開催する理事会や総会の運営経費などの事務的経費のみとする方向性が示されました。

つきましては、市民児協事務局の方針や北区民児協の予算決算状況をふまえ、平成 30 年度以降は下記のとおり対応させていただきたいと存じますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

### 変更

現在天引きさせていただいている北区民児協会費（年間）を、

『12,600 円』から『9,000 円』に変更します。

【説明】9,000 円の内訳は、市民児協の会費の 5,050 円及び、上記のとおり理事会や総会の運営経費など事務的な経費の 3,950 円となります。

なお、下記のとおり“ブロック別研修”等で飲食にかかる費用を今後は親睦会費として集めさせていただき、その一方で、市民児協会費の値上げ(※)があったため、3,600 円減額で提案させていただいています。

※市民児協会費：平成 28 年度 3,600 円→平成 29 年度 5,050 円

### 新規

研修等で飲食に相当する経費を親睦会費として地区ごとに集めさせていただきます。

【説明】一斉改選の年度に行う“全体研修”、それ以外の年度に行う“ブロック別研修”の際の飲食費として、委員お一人につき『5,000 円』を集めさせていただきます。

また、会長と副会長におかれましては、“正副会長研修”の会費として別途『6,000 円』を集めさせていただきます。

《集める方法》お手数をおかけしますが、各地区の定例会などで委員ご本人から現金で集めて、事務局へお渡し願います。（理事会での手渡し、振込など）

なお、親睦会費の取り扱いは地区ごとに要綱を定め、委員皆様の了解を得ていただきますようお願いいたします。（要綱の文案は今後事務局から提示します）

### 【参考】実費弁償費推移

	区会長	地区会長	地区副会長	一般民生委員	支援員
平成26年度	94,100	73,800	59,200	58,200	10,000
平成27年度	94,100	73,800	59,200	58,200	10,000
平成28年度	95,300	75,200	60,000	59,000	24,000
平成29年度	115,300	95,200	80,000	79,000	24,000

★28 年度から 29 年度に、支援員を除く委員は一律 20,000 円増額となっています。



# みんなのごはん in 大原・桂木



小・中学生、子育て応援プロジェクト  
みんなのごはん大原・桂木実行委員会  
(協賛) 大原・桂木ふれあいのまちづくり協議会

日時： 3月15日(木曜日)

\*午後5時00分～午後7時00分 5時\*学習タイム 6時～食事タイム \*

“ちょっとおしえてコーナー”

地域や学生のボランティアさんが  
勉強を応援してくれます！  
参加される大人の方は、  
6時まで自由時間です。  
買い物に！リフレッシュに！  
子育ての相談もどうぞ  
気軽にお声かけくださいね。

開催場所： 大原・桂木地域福祉センター

神戸市北区大原3丁目21

電話 (078) 582-0818

参加費： こども(中学生以下) 100円

おとな(高校生以上) 500円

\*大人一人につき3歳以下無料

\*参加費は集合時に集めさせていただきます。かぞくやともだちといっしょでもOK!!

予定定員： 30名/1日 あったかいごはんをみんなでたべましょう!\*

べんきょうしたいものや、しゅくだいをもってきてね!!

◇食事はバイキングとなっております。メニューは、食材により決めさせていただきます。

アレルギーの方はお知らせください。\*

◇可能な方は、お迎えに来ていただけますようお願いいたします。

お迎えが来られないお子さまは安全確認のため帰宅後、090-6756-007

minnanogohan@ezweb.ne.jp (おのだえつこ) まで連絡をしてください。

◇食材の都合により予定定員に達した場合は、ご了承をお願いします。

また定員に余裕がある場合には、当日申込みでも参加いただけます。

- 1.参加希望日
  - 2.参加される方の氏名・学年
  - 3.保護者の方の連絡先
  - 4.アレルギーの有無
- 以上の内容を

きりとり

締切日 平成30年3月12日

## みんなのごはん in 大原・桂木申込書 (3月15日分)

こどもの名前(ふりがな)	学年	年生	性別	男	女		
保護者氏名	電話番号						
アレルギーの	有	・	無	お迎えの	有	・	無

申込書は桂木児童館 柏尾館長までFAXでご提出をお願いします。FAX番号 (078)583-8850

(柏尾 携帯電話 090-8448-4361)

**m\_kashio@image.ocn.ne.jp**

---

差出人: "みんなのごはん 小野田悦子" <minnanogohan@xqh.biglobe.ne.jp>  
 日時: 2018年2月21日 22:11  
 宛先: "みんなのごはん 小野田悦子" <minnanogohan@xqh.biglobe.ne.jp>  
 添付: チラシみんなのごはん3月分.pdf; 1519185943.pdf  
 件名: みんなのごはん第79回目報告

各位

いつも大変お世話になっております。

2月 21日開催報告

参加者 : 幼児 1名 小学生 12名 大人 5名 ボランティア 10名

メニュー: 肉じゃが煮・牛肉巻き・カレー・たまご焼き・あじの塩焼・チーズパセリのトマトと変わり揚げ

唐揚げ・トマトサラダ・にゅう麺・ご飯・パン・ドーナツ・ぜんざい

協賛 : コアキタマチ専門店モール・山田町 宮本さん 松本さん・大原 森さん  
 緑町 黒野さん 須田さん 藤本さん 樋口さん・芦屋市 中尾さん  
 アンキッキ協栄(株)・フードバンク関西・JA兵庫六甲山田支店・コープこうべ  
 ミスタードーナツ神戸北町店・岡田生花店・Boulangerie itsuki・ランプリアル  
 森のほけんやさん・加東市 小林さん・(有)フク井商事・(株)NDKフーズ  
 神戸市北区社会福祉協議会・西脇市 篠田さん・山田町 藤田さん・日の峰 菱田さん  
 アサヒ飲料(株)・ワクワク子ども食堂・篠山市 白鬚さん・(株)廣川・山田町 畑田  
 さん

神戸市立箕谷小学校・武庫川女子大学・泉台 高矢さん・神戸市立すずらんだい児童館  
 神戸市立泉台児童館・西区 五島農園・宮城県気仙沼市 畠山さん・大阪市 高萩さん  
 須磨区 ダルセーニョ・西区 浅井さん・兵庫県漁協組合・公益社団法人ライオン歯科

衛生研究所

(〃)

不同)

お知らせ

2月27日(火) 17:30~19:00 「すずたろう こども食堂」を開催します。  
 場所…すずらんだい児童館 詳細はすずらんだい児童館(078-592-0353)までお願いします。  
 神戸市立すずらんだい児童館&みんなのごはん実行委員会(資料添付)

3月15日(木) 17:00~19:00 「みんなのごはん in 大原・桂木」を開催します。  
 場所…大原・桂木地域福祉センター  
 みんなのごはん in 大原・桂木実行委員会(資料添付)

本日、LIONさまから頂いた「歯みがきセット」で「歯みがき課外授業」を開催しました。  
 食後に、絵本の読み聞かせ。

3月分のチラシを送ります。

参加を希望している子どもたちが多くなっています。  
 地域の子どもたちが、安全に徒歩で参加が出来る開催場所を探しています。  
 ボランティアを募集しています。



**m\_kashio@image.ocn.ne.jp**

---

差出人: "みんなのごはん 小野田悦子" <minnanogohan@xqh.biglobe.ne.jp>  
 日時: 2018年2月28日 21:17  
 宛先: "みんなのごはん 小野田悦子" <minnanogohan@xqh.biglobe.ne.jp>  
 件名: みんなのごはん第80回目報告

各位

いつも大変お世話になっております。

2月 28日開催報告

参加者 : 幼児 1名 小学生 8名 大人 2名 ボランティア 5名

メニュー: 豚肉の包み焼き・唐揚げ・カレー・たまご焼き・豚肉と水菜のたいたん・切り干し大根の煮物

ポテトサラダ・味噌汁・ご飯・パン・ドーナツ・フルーツヨーグルト

協賛 : コアキタマチ専門店モール・山田町 宮本さん 松本さん・大原 森さん  
 緑町 黒野さん 須田さん 藤本さん 樋口さん・芦屋市 中尾さん  
 アンキッキ協栄(株)・フードバンク関西・JA兵庫六甲山田支店・コープこうべ  
 ミスタードーナツ神戸北町店・岡田生花店・Boulangerie itsuki・ランプリール  
 森のほけんやさん・加東市 小林さん・(有)フク井商事・(株)NDKフーズ  
 神戸市北区社会福祉協議会・西脇市 篠田さん・山田町 藤田さん・日の峰 菱田さん  
 アサヒ飲料(株)・ワクワク子ども食堂・篠山市 白鬚さん・(株)廣川・山田町 畑田  
 さん

神戸市立箕谷小学校・武庫川女子大学・泉台 高矢さん・神戸市立すずらんだい児童館  
 神戸市立泉台児童館・西区 五島農園・宮城県気仙沼市 畠山さん・大阪市 高萩さん  
 須磨区 ダルセーニョ・西区 浅井さん・兵庫県漁協組合・公益社団法人ライオン歯科

衛生研究所

東洋アルミエコープロダクツ(株) (順不同)

お知らせ

3月7日は、JA兵庫六甲山田ふれあい会館で開催します。

神戸市立山田小学校のこどもたちと一緒に

LIIONさまから頂いた「歯みがきセット」で「歯みがき課外授業」を開催します。

参加を希望している子どもたちが多くなっています。

地域の子どもたちが、安全に徒歩で参加が出来る開催場所を探しています。

ボランティアを募集しています。

お心当たりの方は、小野田までご連絡をお願いします。

皆様のご理解とご協力で、今日も無事に開催することができました。

心より感謝申し上げます。

.....  
 みんなのごはん

代表 小野田悦子(おのだえつこ)

電話 :090-6756-0077

神北社協 第404号  
平成30年2月28日

北区内各地区民生委員児童委員協議会 会長 様

神戸市北区社会福祉協議会  
事務局長 樫原 伴子  
【公印略】

平成29年度「北区見守りボランティア&地域支援者講演会」のご案内

時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、地域福祉の推進にご理解とご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、このたび北区内で地域の見守り活動をしているボランティアの方を対象に、下記のとおり講演会を開催いたします。つきましては、皆様に是非ご出席いただきたくご案内申し上げます。

記

- 趣 旨 住民同士のつながりの大切さを認識するとともに、具体的にどのような働きかけができるのかを学ぶ機会とする。
- 日時・場所 平成30年3月16日(金) 14:00~16:00  
(受付13:30~)  
北区民センター すずらんホール 大ホール  
(神鉄鈴蘭台駅より徒歩5分)  
\*会場は裏面地図をご参照ください。  
\*駐車場利用料金は、各自ご負担下さい。
- 内 容 講 演:「目くばり・気くばり・心くばりの大切さ」  
講 師:Mottoひょうご  
事務局長 栗木 剛 氏
- 対 象 友愛訪問ボランティア、民生委員・児童委員、すずらん電話ボランティア、高齢者相互見守り活動者、地域支え合い推進員、小・中学校PTA役員
- 申込方法 別紙申込用紙に必要事項をご記入のうえ、FAXまたは郵送にて北区社会福祉協議会までお申し込みください。
- 締 切 日 平成30年3月9日(金)

【担当】神戸市北区社会福祉協議会：九野・俣野・加上  
〒651-1195 神戸市北区鈴蘭台西町1-25-1  
TEL:593-1111 内線 308 FAX:593-9822